

平成21年度土地・家屋価格等 縦覧簿の縦覧および固定資産 課税台帳の縦覧を行っています

市では、地方税法第416条および第382条の2の規定により、縦覧帳簿の縦覧および課税台帳の縦覧を行っています。

土地価格等縦覧帳簿には、所在、地番、地目、地積、価格を、また、家屋価格等縦覧帳簿には、所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格をそれぞれ記載（ただし、非課税または免税点未満は除く）しており、所有者以外の土地または家屋の帳簿も縦覧できます。

なお、従来から行われてきました固定資産課税台帳の縦覧は、固定資産課税台帳の縦覧と同様に行い、借地借家人等も縦覧できます。

【期間】

縦覧帳簿の縦覧 4月1日(水)から6月1日(月)まで
固定資産課税台帳の縦覧 4月1日(水)から

※縦覧期間中の縦覧は無料です。「縦覧期間中以外は手数料が必要となります。」

(午前8時30分～午後5時15分。ただし、土曜、日曜、祝祭日は除きます。)

【縦覧・閲覧できる人】

納税者（所有者および相続人、納税管理人。前記以外の人および法人名義分を閲覧する人は、納税者の印鑑または委任状が必要です。なお、縦覧では、土地については土地の納税者、家屋については家屋の納税者、両資産の納税者は両方の縦覧ができます。また、借地借家人等は、縦覧をすることができません。

【縦覧・閲覧場所】

市税務課（市役所1階）

【持参するもの】

印鑑または運転免許証・納税通知書・保険証など本人と確認できるもの。借地借家人等は、当物件の賃貸借契約書・領収書などの書面で権利関係が確認できるもの。

詳しくは、市税務課固定資産税係（市役所1階 ☎32・2115）まで。

乳幼児等医療費受給者のみなさまへ

変更届が必要となる場合があります

お子様の健康保険証に変更があったとき（記号番号などが変わり、新しい健康保険証が交付されたとき）、扶養者が変わったときなどは、変更届が必要です。

変更届の際に必要な物

○お子様の健康保険証に変更があったとき （記号番号等が変わり、新しい健康保険証が交付されたとき）	お子様の健康保険証・受給者証・印鑑 ※被保険者（扶養者）が変わった場合は所得課税証明書も必要となる場合があります。
○扶養者が変わったとき	受給者証・印鑑
○お子様や受給者の氏名が変わったとき	受給者証・印鑑
○お子様の住所が変わったとき	受給者証・印鑑

お問い合わせは、市健康増進課 乳幼児等医療担当（市役所1階④番窓口 ☎32・2113）まで。

重度心身障害者等医療費受給者のみなさまへ

変更届が必要となる場合があります

健康保険証に変更があったとき（記号番号などが変わり、新しい健康保険証が交付されたとき）、新しい手帳が交付されたとき、扶養義務者に変更があったときなどは、変更届が必要です。

変更届の際に必要な物

○加入している健康保険証に変更があったとき	健康保険証・受給者証・印鑑
○新しく手帳が交付されたとき （障がいの程度や等級が変わっていない場合も）	身体障害者手帳・療育手帳・受給者証・印鑑
○扶養義務者に変更があったとき	身体障害者手帳・療育手帳・健康保険証・受給者証・印鑑
○住所や氏名が変わったとき	受給者証・印鑑

お問い合わせは、市健康増進課 重度医療担当（市役所1階④番窓口 ☎32・2113）まで。